

【 法務委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議・継続1件）、本院議員提出3件、衆議院提出1件の合計12件であり、内閣提出6件、衆議院提出1件を可決し、内閣提出2件（うち本院先議・継続1件）、本院議員提出3件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願6種類47件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与の減額改定に伴い、裁判官の報酬月額の減額改定を行おうとするものであり、また、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与の減額改定に伴い、検察官の俸給月額の減額改定を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、改正案と裁判官の報酬の減額を禁じた憲法との関係、最高裁判所裁判官会議における議論の経過、裁判官・検察官に多数の人材を確保する方策等について質疑が行われ、質疑終局後、共産から、国家公務員給与を引き下げる人事院勧告に連動して裁判官や検察官の給与を引き下げるにより、社会全体の所得水準を引き下げ、一層の消費悪化を招き、景気に悪影響を与えること等、社民から、両法律案は憲法の規定に明確に反しており、違憲の疑いが極めて強いこと等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものである。司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも1年とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、文教科学委員会との連合審査を行うとともに、新たな法曹制度と法科大学院の理念、司法試験予備試験の在り方、学生への新たな公的財政支援を含む奨学金制度の拡充、法科大学院の適正配置の必要性等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。各参考人は、両法律案をおおむね妥当なものと評価したが、法科大学院生に対する財政支援策として、既存の奨学金制度の拡充とともに民間の教育ローンを最大限活用できる仕組みを作るべきであるとの意見や、予備試験についても法科大学院が中心との趣旨に沿って解釈・運用されるべきであるとの意見

等が述べられた。

質疑終局後、社民から、法科大学院の授業料負担が重いこと等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、両法律案に対して、資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院の学生に対し、奨学金制度の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設に努めること等を内容とする6項目の附帯決議を行った。

会社更生法案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄の緩和、更生手続開始前における更生会社の財産保全措置の充実、更生手続の開始原因の緩和、更生計画案の早期提出及び可決要件の緩和等の措置を講じようとするものである。また、会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法等の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、現在の経済状況と会社更生法の位置づけ、裁判所の人的・物的体制整備の必要性、労働債権の優先順位見直しの必要性、営業譲渡における労働者保護の在り方等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、営業譲渡に関し、裁判所の意見聴取にとどまらず労働組合等との事前協議や労働契約承継法と同様の立法的措置が必要であるとの意見や、労働債権の優先順位の見直しが必要であるとの意見等が述べられた。

質疑終局後、共産から、更生計画認可前における営業譲渡については、手続の迅速性のみに配慮し労働組合との協議を義務付けていないこと等、社民から、労働債権の保護に関する規定が現行維持あるいは後退していること等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、会社更生法案に対して、倒産法制全体の手続における労働債権等各種債権の優先順位について見直しを行うこと等を内容とする9項目の附帯決議を行った。

戸籍法の一部を改正する法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度を創設しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院法務委員長代理漆原良夫君より趣旨説明を聴取した後、議員立法で急きよ改正案が提出された背景、本法施行前における戸籍虚偽記載に対する廻及適用、虚偽の届出の防止策の検討状況等について質疑を行い、全会一致で可決した。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局としての人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものであり、第154回国会に本院へ提出され、継続審査となっていたものである。今国会においては、対政府質疑及び参考人質疑を行うにとどまり、継続審査とされた。

6人の参考人からは、マスコミ関係者、犯罪被害者団体、同和団体、学識経験者等それぞれの立場から、本法律案における報道機関規制条項は問題であるとの意見、報道による人権侵害の実態についての意見、新しい人権救済制度が必要であるとの意見、人権委員会の独立性確保が必要であるとの意見等が述べられた。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様行為の再発防止を図り、もってその者の社会復帰を促進しようとするものであり、第154回国会に衆議院へ提出され、継続審査となっていたものである。なお、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び対象者の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準向上の責務の明記、施行後5年経過した場合の見直し規定の付加等の修正が行われ、本院に送付された。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案の3法律案は、政府案及び衆議院修正案では、従来から指摘されてきた検察段階での「簡易鑑定」の在り方、措置入院制度の運用上の問題点、精神医学的治療・援助体制の不備などの問題点は、解決しないとして、鑑定人の候補者の選定事務等を行う「司法精神鑑定支援センター」、措置入院、措置解除、退院等に係る判定を行う「判定委員会」の新設等を内容とするもので、民主党・新緑風会から対案として提出されたものである。

以上4法律案は、本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行ったが、委員会においては、審査を行うに至らず、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

10月29日、法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴取した。

10月31日、法務行政の諸施策に関する件について、質疑を行い、矯正施設の過剰収容等に関する件、北朝鮮による拉致事件に関する件、難民政策に関する件、仲裁制度の検討状況に関する件、国内の犯罪情勢に関する件等が取り上げられた。

11月5日、司法制度改革に関する件について質疑を行った。

12月10日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 矯正施設の過剰収容等に関する件、北朝鮮による拉致事件に関する件、難民政策に関する件、仲裁制度の検討状況に関する件、国内の犯罪情勢に関する件等について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成14年11月5日（火）（第3回）

- 司法制度改革に関する件について参考人司法制度改革推進本部顧問会議座長佐藤幸治君、弁護士四宮啓君及び日本放送協会解説委員若林誠一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第5回）

- 人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）について参考人東亜大学通信制大学院教授塩野宏君、日本民間放送連盟報道問題研究部会部会長・日本テレビ放送網株式会社報道局長石井修平君、弁護士・全国犯罪被害者の会代表幹事岡村勲君、弁護士・日本弁護士連合会国内人権機関に関するワーキンググループ座長藤原精吾君、全国自由同和会会长若荷完二君及び人権フォーラム21事務局長・新潟大学法学部教授山崎公士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第6回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
- 以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
- 以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について文教科学委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について文教科学委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを

決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求

の件については委員長に一任することに決定した。

○平成14年11月21日(木)(第8回)

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

○平成14年11月21日(木)

法務委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について森山法務大臣、遠山文部科学大臣、森山財務大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成14年11月26日(火)(第9回)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について参考人日本弁護士連合会副会長井元義久君、日本労働研究機構統括研究員今田幸子君及び早稲田大学法学部教授須綱隆夫君から意見を聴いた後、各参考人に對し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

欠席会派 無

（閣法第3号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第12回）

- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について参考人弁護士・慶應義塾大学講師宗田親彦君、弁護士・日本労働弁護団全国常任幹事古川景一君及び全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（U I ゼンセン同盟）政策局長逢見直人君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第57号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第58号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年12月10日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 戸籍法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長代理漆原良夫君から趣旨説明を聴き、衆議院法務委員長代理鎌田さゆり君、同漆原良夫君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(衆第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成14年12月12日（木）（第14回）

- 請願第62号外46件を審査した。
- 人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）（衆議院送付）
- 裁判所法の一部を改正する法律案（参第8号）
- 検察庁法の一部を改正する法律案（参第9号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（参第10号）
以上5案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにはかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るために、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 目的

この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

第2 法曹養成の基本理念

法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにはかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に行われるものとする。

第3 国の責務

国は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

第4 大学の責務

大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

第5 法科大学院の適格認定等

- 1 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る細目を定めるときは、その者の定める法科大学院評価基準の内容が法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。
- 2 認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。
- 3 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第6 法務大臣と文部科学大臣との関係

- 1 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとし、この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。
 - (1) 法科大学院に係る設置基準の制定又は改廃
 - (2) 法科大学院についての評価を行う者に係る認証基準の制定又は改廃
 - (3) 法科大学院についての評価を行う者の認証又は認証の取消し
- 3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 4 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

第7 施行期日等（附則）

- 1 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1 法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、プロセスを重視した司法制度改革審議会の意見を踏まえ、充実した教育を確保し、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 2 法科大学院の設置基準の策定、設置認可及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を尊重し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある教育が行われるよう配慮するとともに、実質的に対等な条件の下で認証評価機関相互の公正な競争が確保されるよう民間の認証評価機関についての財政支援等に努めること。
- 3 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること。
- 4 資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院在学中充実した教育が受けられるよう、法科大学院の学生に対し、既存の奨学金制度等の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設にも努めること。
- 5 法曹実務家が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分配慮すること。

6 法科大学院の設置については、地方における就学の機会を確保するとともに、弁護士の地域的偏在を解消し国民の司法へのアクセスを容易にするとの観点から、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正配置となるよう財政措置を含め配慮すること。右決議する。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習の修習について、その期間を少なくとも1年とするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 司法試験委員会の設置等に伴う司法試験法の一部改正

1 司法試験委員会の設置及び所掌事務

- (1) 法務省に司法試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、司法試験を行うこと、法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する事項について調査審議すること、司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること、その他法律によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

2 委員

委員会は、委員7人をもって組織し、委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。委員の任期は2年とし、再任されることができる。

3 司法試験考查委員

委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考查委員を置き、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

4 合格の取消し等

委員会は、不正の手段によって司法試験を受け、若しくは受けようとした者又は司法試験法若しくは司法試験法に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができます。

第2 新たな司法試験制度の導入に伴う司法試験法の一部改正

1 司法試験の目的等

司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習の修習との有機的連携の下に行う。

2 司法試験の方法等

- (1) 司法試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。

(2) 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行う。

3 司法試験の試験科目等

(1) 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、①公法系科目、②民事系科目及び③刑事系科目について行う。

(2) 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、①公法系科目、②民事系科目、③刑事系科目及び④選択科目について行う。

4 司法試験の受験資格等

(1) 司法試験は、法科大学院課程を修了した者が、その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、3回の範囲内で受けることができるものとし、司法試験予備試験に合格した者が、その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、3回の範囲内で受けることができるものとする。

(2) (1)により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。）に対応する受験期間（(1)の期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできないものとし、最後に司法試験を受けた日後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

5 司法試験予備試験

(1) 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

(2) 短答式による筆記試験は、①憲法、②行政法、③民法、④商法、⑤民事訴訟法、⑥刑法、⑦刑事訴訟法及び⑧一般教養科目について行う。

(3) 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、(2)の科目及び法律実務基礎科目について行う。

(4) 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

第3 裁判所法の一部改正

司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

第4 附則関係

1 施行期日

この法律は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2に関する規定は平成17

年12月1日から、第3に関する規定は平成18年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 旧司法試験の実施

司法試験委員会は、平成18年から平成23年までの間においては、第2による改正後の司法試験法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）を行うほか、従前の司法試験（以下「旧司法試験」という。）を行う。

(2) 新司法試験及び旧司法試験の受験

イ 平成18年から平成23年までの各年においては、受験者は法務省令に定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は(1)により行われる旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

ロ 法科大学院課程の修了者が新司法試験を受けようとする場合には、その受験前に第2による改正前の司法試験の第2次試験又は旧司法試験の第2次試験の受験をしているときは、その旧司法試験等の受験を当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなすほか、新司法試験を受けた場合には、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第2次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなす。

(3) 予備試験の実施時期

予備試験は、平成23年から行う。

【附帯決議】

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 3 以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 3 以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

会社更生法案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある大規模な株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに再建手法を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則関係

- (1) 更生事件の土地管轄規定を緩和し、親子関係・連結関係にある会社の更生事件の係属している裁判所、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも管轄を認める。
- (2) 更生事件に関して裁判所に提出されている文書等について、原則として、利害関係人は閲覧・謄写請求を可能とするなどの規定を整備する。

2 更生手続の開始関係

- (1) 更生手続開始の申立てがあった場合、債権者の強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令の制度を創設する。
- (2) 事業の継続に欠くことのできない財産について、商法の規定による留置権がある場合には、更生手続開始前においても、裁判所の許可を得て、留置権者に対し、財産の価格に相当する金銭を弁済することにより、留置権の消滅を請求できる。
- (3) 裁判所が更生手続開始決定をするに際しては、更生の見込みがあるか否かの経営的判断を不要とする。
- (4) 更生手続開始後、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでの間は、営業譲渡が更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合には、裁判所は、これを許可することができる。

3 更生手続の機関関係

- (1) 経営責任のない会社の取締役等については、管財人、保全管理人等に選任することができますを明確化する。
- (2) 裁判所は、監督委員に対し、更生会社の取締役等が管財人等の職務を行うに適した者であるか否かについて、調査を命じ、その結果を報告させることができる。

4 更生債権、更生担保権等の各種権利の取扱い関係

(1) 少額の更生債権等について、早期に弁済することで更生手続の円滑な進行ができるとき、又は早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障があるときは、裁判所の許可を得て、更生計画案の認可決定前でも弁済することができる。

(2) 更生債権等の調査及びその内容の確定については、管財人が作成した認否書及び届出をした更生債権者等の書面による異議により調査を行い、管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等が異議を述べた更生債権等の内容については、査定の手続及び査定の申立てについての裁判に対する異議の訴えにより確定を行う。

議決権の額の決定については、管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等が異議を述べた場合には、裁判所が議決権を行使させるか否か及びいかなる額につき議決権を行使させるかを定める。

5 更生会社の財産の調査及び確保関係

(1) 更生会社に属する財産の評定については、更生手続開始の時における時価による評定とする。

(2) 更生担保権に係る担保権の目的の価格は、更生手続開始時における時価とする。

(3) 担保権の目的となっている更生会社の財産について、管財人が当該財産の価格に相当する金銭を裁判所に納付することにより、担保権を消滅させることができる。

6 更生計画関係

(1) 更生計画による更生債権等の最長弁済期間を20年から15年に短縮する。

(2) 更生計画案の提出期限は、原則として、更生手続開始決定の日から1年以内とする。

(3) 債権者等は、関係人集会に出席することなく、書面等の方法により更生計画案への賛否を回答することにより、議決権を行使することができる。

(4) 更生計画案の可決要件を、更生債権者については2分の1に、更生担保権者については4分の3に緩和する。

7 更生計画認可後の手続、更生手続の廃止関係

更生計画の不履行が生ずることなく、金銭債権の総額の3分の2の弁済を終えたときは、原則として、更生手続終結の決定をする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 本法の趣旨、内容、他の倒産手続との相違等について、司法関係者、経済団体、労働団体等のほか、一般の国民にも周知徹底がなされるよう努めること。

2 更生手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判官に対する研修の充実等を含め裁判所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。

3 第15条の規定による文書等の支障部分の閲覧等の制限は、更生債権者等の利害関係人に対する情報開示の重要性にかんがみ、安易に許容されるべきものではないことを周知徹底すること。

- 4 更生手続における管財人については、適任者を確保する方策に関し、必要な措置をとるよう努めるとともに、旧経営者を管財人に選任する場合には、経営者のモラルハザードが生じないよう十分配慮されるべきことを周知徹底すること。
- 5 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定し、その周知を図るとともに、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め検討を行うこと。
- 6 第46条の規定による営業譲渡に関しては、更生会社の事業の更生のために必要である場合にのみ行われるものであることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう十分配慮をすること。
- 7 倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位については、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえ、諸外国の法例等も勘案し、所要の見直しを行うこと。
- 8 更生手続における社内預金について、共益債権として請求できる範囲が変更されたことにかんがみ、その趣旨、内容等について使用者並びに労働者に周知徹底することにより、その保護に努めること。
- 9 労働債権の確保については、多様化する労働形態に対応して十分な配慮がなされるよう周知徹底に努めること。

右決議する。

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法ほか26の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

戸籍法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度の創設等をしようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 申出による再製

1 申出による戸籍の再製

(1) 不実の記載等及びその訂正がされた戸籍の再製

虚偽の届出等若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によって記載がされ、かつ、その記載につき、戸籍法の規定によって訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときは、法務大臣はその再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によって記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

(2) 文字の訂正、追加又は削除がされた戸籍の再製

市町村長が記載をするに当たって文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときも、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。

2 除かれた戸籍への準用

1は、除かれた戸籍について準用する。

第2 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

2 経過措置

この法律による改正後の規定は、施行前に虚偽の届出等によって不実の記載がされ、その記載につき訂正がされた戸籍等についても、これを適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
2	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.13	14. 11.28 可決 附帶	14. 11.29 可決	14. 10.29 法務	14. 11.12 可決 附帶	14. 11.12 可決
○14.11.13 参本会議趣旨説明 ○14.10.29 衆本会議趣旨説明									
3	司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案	衆	10.18	11.13	11.28 可決 附帶	11.29 可決	10.29 法務	11.12 可決 附帶	11.12 可決
○14.11.13 参本会議趣旨説明 ○14.10.29 衆本会議趣旨説明									
8	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.18	11.14	11.19 可決	11.20 可決	10.30 法務	11.13 可決	11.14 可決
9	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.18	11.14	11.19 可決	11.20 可決	10.30 法務	11.13 可決	11.14 可決
57	会社更生法案	衆	10.21	11.28	12. 5 可決 附帶	12. 6 可決	11.12 法務	11.26 可決 附帶	11.28 可決
58	会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	10.21	11.28	12. 5 可決	12. 6 可決	11.12 法務	11.26 可決	11.28 可決

番号	件 名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 56	人権擁護法案	参	14. 3. 8	14. 4. 24	継続審査				
154 回 79			○第154回国会 14. 4. 24 参本会議趣旨説明						
154 回 79	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案	衆	3. 18	12. 11	継続審査		10. 18 法務	12. 6 修正	12. 10 修正
			○14. 12. 11 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14. 5. 28 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	裁判所法の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14. 12. 5)	14. 12. 9		14. 12. 11	継続審査				
9			12. 9		12. 11	継続審査				
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14. 12. 5)	12. 9		12. 11	継続審査				
			○14. 12. 11 参本会議趣旨説明							

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	戸籍法の一部を改正する法律案	法務委員長 山本 有二君 (14. 12. 6)	14. 12. 6	14. 12. 10	14. 12. 10 可決	14. 12. 10 可決	14. 12. 11 可決			14. 12. 10 可決